

議案第35号

条例の廃止等に関する条例の設定について

次のとおり条例の廃止等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

条例の廃止等に関する条例

（条例の廃止）

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例（平成11年鳥取県条例第34号）
- （2） 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例（昭和27年鳥取県条例

第36号)

- (3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例 (平成元年鳥取県条例第6号)
- (4) 恩給の年額の昭和41年改定に関する条例 (昭和41年鳥取県条例第29号)
- (5) 恩給の年額の昭和49年改定に関する条例 (昭和49年鳥取県条例第32号)
- (6) 個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例 (昭和59年鳥取県条例第5号)
- (7) 鳥取県観光総合審議会設置条例 (昭和28年鳥取県条例第6号)
- (8) 鳥取県宅地建物取引業審議会条例 (昭和48年鳥取県条例第48号)
- (9) 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例 (昭和28年鳥取県条例第27号)
- (10) 鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例 (昭和46年鳥取県条例第38号)
- (11) 鳥取県職業能力開発審議会条例 (昭和44年鳥取県条例第36号)
- (12) 鳥取県水産業振興審議会条例 (昭和40年鳥取県条例第35号)

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第2条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例 (大正12年鳥取県令第55号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下

線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条ノ2 略</p> <p>県吏員等若クハ之ニ準スヘキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第19条第5項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第65条第2項又ハ<u>第24条ノ6</u>ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第75条第2項ノ規定ニ依リ2以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキハ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス</p> <p>第7条ノ2 恩給権者前条、第23条第1項第1号若クハ第2号ノ規定又ハ<u>第24条ノ6</u>ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第77条、第78条ノ2若クハ第80条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ</p> <p>第13条 略</p> <p>第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月数</p>	<p>第6条ノ2 略</p> <p>県吏員等若クハ之ニ準スヘキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第19条第5項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第65条第2項又ハ<u>第25条</u>ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第75条第2項ノ規定ニ依リ2以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキハ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス</p> <p>第7条ノ2 恩給権者前条、第23条第1項第1号若クハ第2号ノ規定又ハ<u>第25条</u>ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第77条、第78条ノ2若クハ第80条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ</p> <p>第13条 略</p> <p>第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月数</p>

ノ計算ニ第11条ノ2及前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第25条ノ2ノ3 退職年金及遺族年金ノ年額ニ付テハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和41年法律第121号以下「法律第121号」ト謂フ）附則第8条（第3項ヲ除ク）ノ規定ノ例ニ依ルモノトス
前項ノ規定ハ恩給年額計算ノ基礎ト為リタル給料ト恩給法上ノ公務員ノ俸給カ併給サレタル者ニシテ恩給年額計算ノ基礎ト為リタル給料ノ額カコレラノ併給サレタル給料又ハ俸給ノ合算額ノ2分ノ1以下テアリタルモノニ付テハ適用セス

第25条ノ2ノ4 70歳以上ノ者ニ給スル退職年金及70歳以上ノ者又ハ70歳未満ノ妻若クハ子ニ給スル遺族年金ノ年額ノ算定ノ基礎ト為ル退職年金テ其ノ基礎在職年ニ算入サレタル实在職年ノ年数カ退職年金ニ付テノ最短恩給年限ヲ超ユルモノノ年額ニ付テハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和49年法律第93号）附則第13条ノ規定ノ例ニ依ルモノトス

ノ計算ニ第11条ノ2及第12条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之を準用ス

第25条ノ2ノ5 前3条ノ規定ニ依ル恩給年額ノ改定（第25条ノ2ノ3ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル法律第121号附則第8条第2項ニ係ルモノヲ除ク）ハ知事カ受給者ノ請求ヲ待タスシテ之ヲ行フ

第25条ノ18 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）ノ長期給付ニ関スル規定ヲ適用サレタル者引続キ県吏員等トナリタル場合ニ於テソノ者カ国家公務員共済組合法ノ長期給付ニ関スル施行法（昭和33年法律第129号）第31条第1項ノ規定ニヨリ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルコトヲ希望スル旨申出タルモノナルトキハ当分ノ間此ノ条例ノ規定ヲ適用セス

第25条ノ18 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）ノ長期給付ニ関スル規定ヲ適用サレタル者引続キ県吏員等トナリタル場合ニ於テソノ者カ国家公務員共済組合法ノ長期給付ニ関スル施行法（昭和33年法律第129号）第51条ノ2第1項ノ規定ニヨリ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルコトヲ希望スル旨申出タルモノナルトキハ当分ノ間此ノ条例ノ規定ヲ適用セス

（鳥取県暴走族根絶条例の一部改正）

第3条 鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="324 316 414 347">附 則</p> <p data-bbox="257 379 398 411">(施行期日)</p> <p data-bbox="248 448 331 480">1 略</p> <p data-bbox="257 775 481 807"><u>(この条例の失効)</u></p> <p data-bbox="248 839 1093 999">2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p data-bbox="1227 316 1317 347">附 則</p> <p data-bbox="1160 379 1301 411">(施行期日)</p> <p data-bbox="1151 448 1234 480">1 略</p> <p data-bbox="1160 512 1249 544"><u>(検討)</u></p> <p data-bbox="1151 576 1995 735">2 <u>知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移

動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(年齢の計算) <u>第19条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第20条</u> 略</p>	<p>(時効) <u>第19条</u> 年金受給権及び弔慰金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から3年間行なわないときは、時効によって消滅する。</p> <p>(年齢の計算) <u>第20条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第21条</u> 略</p>

(鳥取県環境影響評価条例の一部改正)

第5条 鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (経過措置) 第2条及び第3条 略</p> <p><u>(この条例の失効)</u> 第4条 <u>この条例は、平成21年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (経過措置) 第2条及び第3条 略 <u>(検討)</u> 第4条 <u>知事は、この条例の施行後10年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

(鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="324 435 414 467">附 則</p> <p data-bbox="257 499 398 531">(施行期日)</p> <p data-bbox="246 568 331 600">1 略</p> <p data-bbox="257 892 481 924"><u>(この条例の失効)</u></p> <p data-bbox="246 960 1093 1120"><u>2 この条例は、平成22年 3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p data-bbox="1220 435 1310 467">附 則</p> <p data-bbox="1153 499 1294 531">(施行期日)</p> <p data-bbox="1142 568 1227 600">1 略</p> <p data-bbox="1153 632 1243 663"><u>(検討)</u></p> <p data-bbox="1142 695 1998 855"><u>2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第7条 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u> <u>(この条例の失効)</u> 2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	附 則 <u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u>

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例（平成14年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧条例第1条第1項に規定する既存条例については、旧条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後もなおその効力を有する。
- 3 第1条の規定による廃止前の日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条

例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒免除及び出納長等の債務の免除については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

4 第1条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒免除については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

5 第1条の規定による廃止前の個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定による昭和59年度分の個人の県民税に係る特例については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。